病院薬剤師確保の取組み（修学資金貸与等）の手引き（Ver２.2）

2026 年 10 月 10 日

日本病院薬剤師会
組織強化推進部

＜はじめに＞

近年、薬剤師の地域偏在は深刻な状況となっている。地域によっては、薬剤師の確保が極めて困難な状況が続いており、医療法で定められた人員配置基準を満たしていない医療機関も少なくない。そのため、薬剤師に求められる業務が、対物から対人中心の業務にシフトしている現状においても、病棟薬剤業務を実施できず、日々の調剤業務に苦慮している医療機関も存在している。また、医療従事者の働き方改革が実施され、薬剤師にも医薬品業務全般の効率化やタスク・シフト/シェアの実践も求められている。加えて、ICT の利活用を推進することで、オンライン診療・服薬指導、電子処方箋等、国が主導する形で医療データ情報基盤も整いつつあり、患者・地域医療への関わり方も変革している。我々薬剤師はこれらを実践しなくてはならないが、地域偏在による人員不足により、実施可能な業務の格差にもつながっている。そこで、本会では、薬剤師の地域偏在の解消に向けて、理事会、総会、地域連絡協議会等で議論を重ねるとともに、厚生労働省等への働きかけを進めてきた。しかしながら、医療機関の地域・病床規模・医療機能に関わらず、薬剤師不足は解消しておらず、今後、調剤、病棟薬剤業務の充実を図り、医薬品の適正使用を推進し、業務拡大に取り組むためにも薬剤師の確保が喫緊の課題である。

厚生労働省が2023年3月に公表した都道府県ごとの薬剤師の偏在指標では、福井県、青森県、富山県などで特に薬剤師が不足していることが報告された。それに加え、業態別の偏在も大きく、病院薬剤師が充足している都道府県は１県もないことが示された。今後は、2次医療圏における薬剤師の充足実態を把握し、その結果を踏まえた対応策の検討が必要となる。また、薬剤師の地域偏在の要因として考えられるのは、薬学生の奨学金の利用と病院・薬局間の給与水準の格差といわれている。令和3～4年度厚生労働行政推進調査事業「地域における効果的な薬剤師確保の取組に関する調査研究」によると、薬学生（薬学5・6年生）のうち、約35%が奨学金を利用していると報告された。また、平均の返済総額は650万円であり、1000万円以上と回答した学生も一定数いた。さらに、病院・薬局の初任給額・年代別年収の調査結果においては、20～30代では病院薬剤師の方が薬局薬剤師より給与水準が低いことも報告された。このように、将来の奨学金返済から、給料のより高い薬局への就職を考える学生が多い現状が考えられる。

さて、令和５年３月発出の医政局長通知においては、薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師不足の解消が喫緊の課題となっていることを踏まえ、必要な薬剤師の確保を図るため、薬剤師の就労状況を把握し、地域医療介護総合確保基金（修学資金貸与、医療機関への薬剤師派遣等）の積極的な活用を含め、地域の実情に応じた薬剤師の確保策について、本医療計画に具体的に記載することが求められた。その確保策の検討及び実施に当たっては、都道府県の薬務主管課及び医務主管課、都道府県薬剤師会とも連携の上取り組むこととしている。この地域医療介護総合確保基金（医療分）は、平成 26 年度より、「医療従事者等の確保・養成のための事業」の一つとして利用可能とされてきたが、これまで、薬剤師の確保策に利用されている事例はほとんどない。そのため、令和３年２月付け「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」の通知により、「薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（勤務地、勤務期間等に条件あり）として使用可能と明示された。さらに、令和 3 年 12 月付け「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」の通知により、修学資金の返済義務の免除、就業先の要件や研修プログラムなど具体的取扱いの詳細の内容が提示された。

本会では、令和５年１月に、都道府県病院薬剤師会に奨学金・返還等助成制度の実施状況についてアンケート調査を行った。その結果、奨学金・返還等助成制度の実施状況について、現状を把握していない都道府県病院薬剤師会は、19都道府県と40%を超えていた。また、今後、奨学金・返還等助成制度の創設予定があるのは、2都道府県のみであり、予定なしが23都道府県、未定が22都道府県であった。また、都道府県担当部署（医療政策課、薬務室等）から地域医療介護総合確保基金の相談があったのは、10 都道府県にとどまっていた。今後、都道府県の

薬務主管課及び医務主管課等と連携の上、本基金を利用した修学資金貸与事業に取り組んでいただきたい。なお、本基金を利用した奨学金補助制度の運用が石川県、山口県、山形県で開始されたので、参考にされたい。（参照：資料等）

本手引きは、限られた医療資源の中で持続可能な医療体制に薬剤師が貢献するために、各都道府県の病院薬剤師会が主体となって、都道府県薬剤師会や自治体と密に連携して、地域の実情に応じて地域医療介護総合確保基金を用いた薬剤師修学資金貸与事業を推進するための参考として作成した。現時点での限られた情報を基にしたドラフトとして作成しているため今後も、最新の情報を基に、適宜、改訂を行いたいと考えている。

各都道府県病院薬剤師会におかれては、上記の背景をご理解の上、本手引きを積極的にご活用いただきたい。併せて、地域での情報を事務局等にお寄せいただき改訂版の作成にご協力いただければ幸甚である。

なお、「病院薬剤師確保の取組みの手引き（Ver.2.0）」も参考にされます様お願い致します。

（改訂履歴）

Ver.1.0(2023.5.27)令和５年度第２回理事会資料（軽微な字句修正）

Ver.2.0(2025.2.22)令和６年度臨時総会

Ver.2.1(2025.10.4)令和７年度第４回理事会

Ver.2.2(2026.10.10)令和８年度第６回理事会

目　次

Ⅰ．薬剤師修学資金貸与（奨学金返還助成）のモデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

（資金面での分類）

1　地域医療介護総合確保基金（医療分）（以下「基金」という。）

2　基金以外の公的資金を活用するもの

3　病院等の経費を活用するもの

4　その他

Ⅱ．取り組みのスケジュール例・・・１９

Ⅲ．取り組みの具体的なステップ・・１９

・都道府県病薬内での意思統一

・自治体との対話(窓口を知る。その他のステークスホルダーの有無も確認する)

・問題点(なぜ確保ができないのか)を自治体とともに正しく把握し、共通認識を持つ

・都道府県薬との関係構築

・戦略、モデル、目標の設定

・実施要領・要綱等の作成、自治体の事業計画の議会承認

・参加病院/薬剤師の募集

・施設と薬剤師のマッチング

・事業の管理運営

Ⅳ．地域の実情に応じた対応モデルの選択に必要な情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

・都道府県の薬剤師の不足状況、問題点、原因を把握するための観点・指標

・医療資源の需給バランスを確認しモデルを選定するための観点・指標

・事業規模、予算規模を考えるための観点、指標

・出向先医療機関の選定のための観点・指標

Ⅴ．事後の検証に備えて・・・２１

Ⅵ．おわりに・・２１

Ⅰ.薬剤師修学資金貸与のモデル

薬剤師不足を解消する手段の一つとして修学資金の貸与、返還免除等があるが、薬剤師の偏在は、地域偏在、機能偏在、規模偏在など複合的な要因が関係し、その実情が都道府県によって大きく異なるため地域の実状に応じた取り組みを進めることが必要である。以下に、現時点で考えられる修学資金貸与のモデルを例示する。地域の実情に応じたモデルを策定する。

【資金面による分類】

1　地域医療介護総合確保基金（医療分）（以下「基金」という。）を活用するもの

2　基金以外の公的資金を活用するもの

3　病院等の経費を活用するもの

4　その他

＊修学資金貸与（奨学金返還支援）モデル

資金	対象者		
	学生	薬剤師	出身地等
基金	A	B	
基金+その他	E	F	
基金以外	C	D	

＊職種別

・Aモデル：基金を活用した学生対象（山口県、長野県、福井県、宮城県*）

・Bモデル：基金を活用した薬剤師対象（石川県、山形県、長野県、福井県、三重県）

・Cモデル：基金以外の資金を活用した学生対象（気仙沼市、安芸太田町（広島県））

・Dモデル：基金以外の資金を活用した薬剤師対象（鳥取県、島根県）

・Eモデル：基金とその他（登録病院）の資金を活用した学生対象（茨城県、大分県）

・Fモデル：基金とその他（登録病院）の資金を活用した薬剤師対象（茨城県, 高知県、大分県、岐阜県、青森県、岩手県）

＊一部の大学が学生に支援している。

【基金を活用して薬剤師奨学金返還支援事業等を行っている主な県】

①　Aモデル

都道府県	学生	薬剤師	補助対象期間（年）	補助金額（最大：万円）	備考
山口県	○		5	１４４*1	5，6年生対象

＊1：月額2万4千円、年額28万8千円で5年間となります。

都道府県	学生	薬剤師	補助対象期間（年）	貸与金額（最大：万円）	備考
長野県	○		最大6	上限4．5/月（最大：３２４）	6年生対象

＊１：【補助金額】奨学金の月額返還額（他の奨学金返還補助制度と併用する場合は、その助成金額を控除した額）を超えないこと。

＊２：【交付対象期間】認定者が、対象施設（県内病院）に就職した日の属する月から起算して、奨学金の返還期間のうち、６年を超えない期間。

＊３：【対象施設への就業期間】交付対象期間の1.5倍以上を就業期間として、対象施設（県内病院）に勤務する必要があります。（最大６年間の補助を受けた場合は、最低９年間の対象施設での勤務が求められます。）

都道府県	学生	薬剤師	補助対象期間 (年)	貸与金額＊2 (最大：万円)	備考
福井県	○＊1		最長２	４０/６か月 （最大：１６０）	

＊１：第４学年、第５学年または第６学年の課程を履修しているものであること。

・将来指定医療機関※で薬剤師として勤務しようとする者であること

＊２：６か月につき４０万円　（年額８０万円を上限とする）

＊３：【返還の免除】

貸与者が次の１～４のいずれにも該当するときは、貸与した修学資金の返還が免除されます。

１ 第６学年の課程を修了した後、１年６月以内に薬剤師法（昭和３５年法律第１　４６号）第３条に規定する薬剤師の免許を受けること

２ １の免許を受けた後、直ちに、指定医療機関で薬剤師として勤務を開始すること

３ 指定医療機関において薬剤師として勤務した期間（次に掲げる事由により薬剤師として勤務しなかった期間を除く。）と使用者から出向、転勤その他の指定医療機関において薬剤師として勤務しないこととなる異動を命ぜられた期間とを合算した期間が３年に達すること。

（1）災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により薬剤師として勤務できなかった場合

（2）⑴に掲げる場合のほか、被貸与者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により指定医療機関において薬剤師として勤務できなかった場合

４ 県が指定する３年間の研修を終えること。

都道府県	学生	薬剤師	貸付期間 (年)	貸付金額＊ (最大：万円)	備考
宮城県	○		①東北医科薬科大学６ ②東北大学３	５/月 （最大：３６０）	

【貸付対象者】薬剤師不足地域内の医療機関への勤務意思を有する薬学生

【就学先】①東北医科薬科大学（地域支援制度により入学）、②東北大学（薬学部薬学科へ進学）

【定員】①は各学年４名程度、②は各学年１名程度

【貸与期間】①は６年間（大学１学年４月～大学６学年３月）、②は３年間（大学４学年４月～大学６学年３月）

【貸与金額】①は月額５万円（６年計３６０万円）＊、②は月額５万円（３年計１８０万円）

＊東北医科薬科大学については、大学の奨学金制度（月額５万円（６年計３６０万円））と併用（地域支援制度）

【返済額】貸付金額＋貸付金額×利息（年１０％）

【返済免除要件】

・指定医療機関で、必要従事期間（貸付期間の１．５倍の期間）勤務すること
・特定医療機関で、必要従事期間の半分以上の期間、勤務すること
・県が策定するキャリア形成プログラムを満了すること
【勤務先】必要従事期間中の勤務先は、指定医療機関に限ります。
【キャリア形成プログラム】
・最初の２年間は、研修実施医療機関における初期臨床研修により、病院薬剤師の基本的なスキルを習得します。
・３年目以降は、薬剤師が不足している特定医療機関に従事し、地域医療に貢献します。
・必要従事期間中は、希望に応じて、認定薬剤師、領域別認定薬剤師又は専門薬剤師等の資格取得を目指します。

②　Bモデル

都道府県	学生	薬剤師	義務年限（年）	支援金額（最大：万円）	備考
石川県		○	６～９	２４０*2	

*2：大学６年間の奨学金貸与を受けていても卒業前の４年分について最大 240 万円の返済支援となります。

都道府県	学生	薬剤師	貸与期間（年）	補助金額（最大：万円）	備考
山形県		○	最大６	６０/年	奨学金の貸与を受けていた期間による。

都道府県	学生	薬剤師	交付対象期間（年）	補助金額 *1（最大：万円）	備考
長野県		○	最大６	上限４．５/月（最大：３２４円）	

＊１：【補助金額】奨学金の月額返還額（他の奨学金返還補助制度と併用する場合は、その助成金額を控除した額）を超えないこと。
＊２：【交付対象期間】認定者が、対象施設（県内病院）に就職した日の属する月から起算して、奨学金の返還期間のうち、６年を超えない期間。
＊３：【対象施設への就業期間】交付対象期間の 1.5 倍以上を就業期間として、対象施設（県内病院）に勤務する必要があります。（最大６年間の補助を受けた場合は、最低９年間の対象施設での勤務が求められます。）

都道府県	学生 *1	薬剤師	交付対象期間（年）	補助金額（最大：万円）	備考
福井県	○	○	最大６	８０/年（最大：４８０）	

＊１：薬学６年生と大学院生
＊２：【貸与申請要件】

・福井県内の指定医療機関※（以下「指定医療機関」といいます。）に一定期間薬剤師として勤務する。
・大学等在学中に奨学金※※の貸与を受けており、返還残額があること。
・奨学金の返還を開始している場合、返還の滞納がないこと。
・令和７年４月１日から貸与申請日までの期間中、福井県内で薬剤師として勤務していないこと。

＊３：【返還の免除】

貸与者が返還資金の貸与を受けた期間に２分の３を乗じて得た期間、引き続き指定医療機関で薬剤師の業務に従事し、かつ県が指定する３年間の研修を終えたときは、貸与した返還資金の返還が免除。

（例）６年間勤務（その期間中で３年間の研修を修了）し、６年間貸与を受けてい た場合には、あと３年間勤務することで返還資金の返還が免除されます。

都道府県	学生 *1	薬剤師	助成対象期間（年）	助成金額（最大：万円）	備考
三重県		○	就職後３	４０/年（最大：１２０）	

【助成対象者】

在学中に本事業の助成候補者としての認定を受け、県内の対象病院に正規雇用として就職し、対象病院が定める人材育成プログラムを３年間受講する者。

【助成内容】

・助成額：最大１２０万円（年最大４０万円）
・助成対象期間：就職後３年間
・助成対象経費：薬学部５～６年次に貸与を受けた奨学金の返還分
・対象病院：HP で公開

③　Ｅモデル

都道府県	学生	薬剤師	補助期間（年）	支援金額（最大：万円）	備考
茨城県	○*1		最長６*2	２．５/月 *3	支援要件 *4

＊１：奨学金貸与を受けている（貸与型に限る）６年制薬学部の５・６年生（薬剤師免許を取得見込みの方）。卒業年度の国家試験において薬剤師の資格を取得すること。

＊２：予算の範囲内

＊３：奨学金返還額の２分の１、１人あたり月額上限２．５万円（返還額を超えない範囲で病院からも県と同額以上の支援がある。）

＊４：①　県内の薬剤師不足地域内の病院で勤務開始。②　奨学金の返済支援期間の　１．５倍以上の期間を県内の病院に勤務。その２分の１以上の期間を薬剤師不足地域内の登録病院に勤務義務がある。（病院勤務義務期間は、病院の卒後研修プログラムに基づき勤務する。）

都道府県	学生 *1	薬剤師	補助期間（年）	支援金額（最大：万円）	備考

大分県	○		最長６	・国公立大学 年間８０（上限）/人+入学金２８．２ ・私立大学 年間９６．４（上限）/人+入学金２６	補助要件 *2

＊１：令和７年度貸与開始分：薬学系大学１～４年生

令和８年度貸与開始分：県内高校等卒業及び卒業見込の者

＊２：県が指定する薬剤師不足の病院において勤務を開始すること。（対象となる病院への内定を確定するものではない）

・就業義務期間のうち１/２以上の期間を上記薬剤師不足病院で勤務すること。

それ以外の期間は大分県内の病院（指定病院でなくても可）で勤務すること。

・知事が認める教育プログラムを受講すること

＊３：【就業義務期間】貸与期間の１．５倍の年数（最長９年間）

＊４：【返還免除】すべての条件を満たすと返還免除。

④ Ｆモデル

都道府県	学生	薬剤師	補助期間 (年)	支援金額 (最大：万円)	備考
茨城県		○*1	最長６*2	２．５/月 *3	支援要件 *4

＊１：奨学金返還残額のある既卒薬剤師（病院・診療所勤務の方を除く県内薬局勤務の方、県外勤務の方、就職していない方）

＊２：予算の範囲内

＊３：奨学金返還額の２分の１、１人あたり月額上限２．５万円（返還額を超えない範囲で病院からも県と同額以上の支援がある。）

＊４：① 県内の薬剤師不足地域内の病院で勤務開始。② 奨学金の返済支援期間の １．５倍以上の期間を県内の病院に勤務。その２分の１以上の期間を薬剤師不足地域内の登録病院に勤務義務がある。（病院勤務義務期間は、病院の卒後研修プログラムに基づき勤務する。）

都道府県	学生	薬剤師	補助期間 (年)	補助金額 (最大：万円)	備考
高知県		○*1	最長 1*2	３．７５/月×０．５*3	補助事業者として県の登録が必要

＊１：補助対象事業終了後、補助対象期間の２分の１以上の期間、補助事業者の対象病院 *4 で薬剤師として勤務することができる者

＊２：年度更新

＊３：残りの３．７５万/月×０．５は採用する対象病院が補助する。

＊４：補助金の交付の対象となる病院（対象病院）

【対象病院の要件】次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１） 県内で開設している病院であること。

（2） 当該病院において正規雇用した薬剤師に対し奨学金返還を支援するための制度（以下「奨学金返還支援制度」という。）を設けていること。

（3） 奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師（以下「支援対象者」という。）が受講可能な知事が認める教育プログラムを設けていること。

（4） 次の全てについて誓約できる者であること。ただし、国、県、市町村その他これらに準ずるものについては、適用しない。

ア 奨学金返還支援制度により、支援対象者に対して奨学金返還を支援するため手当等を支給（補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む。
以下同じ。）すること。

イ 奨学金返還支援制度による支援期間中、支援対象者に対して、知事が認める教育プログラムを受講させること。

ウ 次の全てを満たしていること

（ア） 雇用保険適用事業所の事業者であること。

（イ） 労働保険料を滞納していないこと。

（ウ） 過去１年間に労働関係法令違反を行っていないこと。

（エ） 県税の全税目について滞納がないこと。

（オ） 別表第１のいずれにも該当しないこと。

都道府県	薬剤師	補助期間（年）	支援金額（最大：万円）	備考
大分県	○（新卒・既卒者）	最長６	年間８０（上限）/人	補助対象＊1

＊１：【補助対象】返還制度を新設または既設の病院で、奨学金返還の残額がある薬剤師を新たに採用する病院
※R9年度までの採用者に限る。（１５人/年）

＊２：【負担割合】

・新設　県：２/３（５３．３万円/人）、病院：１/３（２６．７万円/人）

・既設　既設　県：１/２（４０万円/人）、病院：１/２（４０万円/人）

※新設とは、令和７年４月１日以降に奨学金返還支援制度を創設した対象病院のうち、当該補助金を初めて申請する場合を指す。既設とは、それ以外を指す。

＊３：【補助条件】

原則、１医療機関につき新規補助申請１人/年まで

支援対象者に対し、知事が認める教育プログラムを受講させる

＊４：【義務期間】返還支援期間の１．５倍の年数　最長９年間（対象となる病院への内定を確定するものではない）

都道府県	薬剤師	補助期間（年）	支援金額（最大：万円）	備考
岐阜県	○（新卒・既卒者）	最長６	年間３０（上限）/人（通算１８０万円）	補助対象＊1

【支援対象者】

・薬剤師の免許を有する者

・補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において支援実施病院で正規雇用され、勤務している者

・初回の申請日の属する年度以前に県内で開設している病院で薬剤師として勤務したことのない者

・初回の申請日の属する年度以前に補助事業者が開設している県外の病院で薬剤師として勤務したことのない者 _

・支援実施病院から修学資金の返還を支援するための手当等の支給を受けた期間の１．５倍以上の期間（以下「義務年限期間」という。）において、支援実施病院で継続して薬剤師として勤務する意思がある者 _

・申請日の属する年度から修学資金の返還を開始する予定である者又は申請日において修学資金の返還残額があり、滞納なく返還している者 _

・知事が認める研修プログラムを受講する意思がある者 _

【補助事業者】

・県の登録を受けた病院の開設者

【補助対象期間】

当該年度の４月１日から３月３１日までのうち、補助事業者（病院）が支援対象者（薬剤師）に対し奨学金の返還を支援する最初の月から最後の月までの期間

※同一支援対象者に対する補助は最大６年間とする。

【補助額】支援対象者１人あたり２５，０００円/月を上限として、病院が支援する額の１／２の額

※各支援対象者の奨学金の総返還残額の範囲内

【支援実施病院の登録基準】

・県内で開設している病院であること。

・ 修学資金返還支援制度を設けていること。 _

・次の全てについて誓約できる者であること

ア　薬剤師（支援対象者）に、修学資金の返還を支援するための手当等の支給をすること。

イ　支援対象者に対して、補助対象期間中に、知事が認める研修プログラム を受講させること。

ウ　次の全てを満たしていること。ただし、国、県、市町村その他これらに準ずるものについては、適用しない。

（ア）　雇用保険適用事業所の事業者であること。

（イ）　労働保険料を滞納していないこと。

（ウ）　過去１年間に労働関係法規等の法令に違反していないこと。

（エ）　県税の滞納がないこと。

（オ）　暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第３条各号に掲げる者ではないこと。

都道府県	薬剤師	補助期間（年）	支援金額（最大：万円）	備考
青森県	○（新卒・既卒者）	最長６	年間６０（上限）/人（通算３６０万円）	補助対象 *1

＊１：【支援対象者】

・薬剤師の免許を有していること。

・今年度新たに対象病院に正規雇用された者、又は、前年度以前に補助金の交付申請において支援対象者であった者であって、過去に交付申請を行った全ての補助対象期間の合計の期間（以下「総補助対象期間」と

いう。）の月数に、異動等により対象病院で薬剤師として勤務しない期間（以下「非薬剤師期間」という。）を含む月の月数を加えた月数が、72 を超えていない者であること。

・労働時間の全てを対象病院で勤務していること（ただし、要領で定める場合を除く。）。

・対象病院で正規雇用された日より前に、要領に規定する県内の病院や薬局等の調剤を実施する施設で薬剤師として正規雇用されたことがないこと。

・県が実施する他の返還支援事業の支援を受けていないこと。

【補助事業者】

・県の登録を受けている病院の開設者

【補助対象期間】

当該年度の４月１日から３月３１日までのうち、補助事業者（病院）が支援対象者（薬剤師）に対し奨学金の返還を支援する最初の月から最後の月までの期間

※同一支援対象者に対する補助は最大６年間とする。

【補助額】

支援対象者１人あたり５０，０００円/月を上限として、病院が支援する額の１／２の額

※各支援対象者の奨学金の総返還残額の範囲内

【支援実施病院の登録基準】

・県内で開設されている病院であること。

・次の全ての事業(以下「補助事業」という。)の実施体制を有していること。

ア 当該病院において正規雇用した薬剤師に対し奨学金返還を支援するための制度

イ 奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師に対する、青森県病院薬剤師奨学金返還支援事業補助金交付要領に規定する要件を満たすものとして知事が認める研修プログラムによる研修制度

・次の全てについて誓約できる者であること。

ア 奨学金返還支援制度により、支援対象者に対して奨学金返還を支援するための手当等の支給(補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む。以下同じ。を行うこと。

イ 支援対象者に対して、研修プログラムを実施すること。

ウ 以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）国税及び地方税等を滞納している。

（イ）県及び国等の補助金において不正受給をしたことがある。

（ウ）法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない。

（エ）医療関係法規や労働関係法規等の関係法令に違反している。

（オ）病院の開設者（役員等を含む。）が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する義務(平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)とかかわりがある。

（カ）病院の開設者（役員等を含む。）が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している。

（キ）県が検査等を行うことに同意しない。

2 対象病院として県の登録を受けようとする者は、要領に定めるところにより、知事に申請するものとする

都道府県	薬剤師	補助期間 (年)	支援金額 (最大：万円)	備考

岩手県	○ （新卒・既卒者）	最長６	最大３６０万円 （県補助最大：１８０万円）	補助対象＊1

＊１：【支援対象者】

⑴ 以下のいずれかを満たす者

ア　薬剤師免許所有者

イ　当該年度に大学を卒業予定の薬学生又は大学等を卒業若しくは修了した者で、薬剤師免許を取得する見込みの者（薬学部の６年生や既卒者で薬剤師免許を取得する見込みの者）

⑵ 新たに県内の病院に薬剤師として勤務する意思を有している者。ただし、申込時点まで岩手県内で病院薬剤師として勤務していない者に限る。

⑶ 大学等在学中に奨学金の貸与を受けており、償還残額がある者（奨学金償還が開始している場合、償還の滞納がない者。）

⑷ 40 歳未満の者

【補助期間】

最長６年　※　各施設が決定

【支援金額】

5 万円/月　（総額最大 360 万円／県補助分は最大 180 万円）

※　県内の病院に勤務した月数×5 万円又は奨学金償還額のいずれか低い方を上限。支援金額は病院と折半

【備考】

支援期間の 1.5 倍の期間

※　知事の登録を受けた同一病院（研修プログラムを策定）に就業

１．基金を活用するもの

基金による医療・介護提供体制改革として医政局の薬剤師・薬局部分として 751 億円が令和５年度予算案として計上されているが、各都道府県の病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進に必要な事業を支援するものである。この基金の使用用途は厚生労働省が定めており、薬剤師・薬局関連事業としては、①在宅医療を推進するために必要な事業、②女性薬剤師等の復職支援のための事業、③地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援のための事業となっている。この事業の費用は各都道府県が 1/3，国が 2/3 を負担することになっていることから薬剤師の修学資金貸与事業を行おうとする場合には、所管の都道府県から厚生労働省に予算を申請する必要があることから各都道府県の薬務主管課や医務主管課とのお話合いが必要である。

【参考】

① 在宅医療を推進するために必要な事業

訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知、在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備、人生の最終段階における医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援等を行う。

② 女性薬剤師等の復職支援のための事業

病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。

③ 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援のための事業

地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を行う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

（1） 既に地方自治体が基金による薬剤師修学資金貸与（奨学金返還助成）の予算を獲得している場合

所管の担当部署に問い合わせをして、募集要綱等に従って修学資金貸与事業を進める。

（石川県、山形県、山口県、茨城県、長野県、高知県）

（2）今後、基金による薬剤師修学資金貸与事業（奨学金返還助成）を始める場合

地方自治体が薬剤師修学資金貸与事業の予算を厚生労働省に申請して獲得する必要があるので、薬務主幹課や医務主幹課等の所管部署と相談をして予算獲得作業を進めて行かなければならない。その作業の取り組みは以下の章を参照して下さい。

・基金を活用する場合は、募集要綱に必要な対象者、貸与人数、貸与年限、貸与金額、研修する病院、研修プログラム（参考資料参照）及び就業年（貸与期間の1.5倍以上）を決める必要があるので、関係機関と相談して進める必要がある。

・基金は薬学生だけでなく薬剤師に対しても貸与可能である。

（例：（学生対象）；山口県、茨城県、（薬剤師対象）；石川県、山形県、茨城県、高知県）

① 対象者

・職種：ア 学生（大学院院生も含むのか否か）、イ 薬剤師

・居住地等：ア 県内で継続して就業する見込みのある方、イ Uターン対象者、ウ 県外出身者

・奨学金の種類：ア （独）日本学生支援機構の奨学金（無利子、有利子）、イ 育成奨学資金、ウ ア、イの要件に準じた奨学金

② 貸与人数：都道府県の病院薬剤師の需給状況等を勘案して年間の貸与人数を検討する。

③ 貸与年限：都道府県の予算の範囲内で検討する。

例：５年間、６年間

④ 貸与金額：都道府県の予算の範囲内で検討する。

例：１４４万円（２８．８万円で5年間）、３６０万円（６０万円で6年間）

⑤ 研修病院：返還免除するためには都道府県が地域の薬剤師の偏在状況や医療機関の薬剤師の充足状況等を踏まえ、必要な調整を行ったうえで指定した研修施設で研修することが必要であり、各都道府県の状況に応じて公的病院、大学病院等、病院薬剤師会と行政等の関係者で調整して決定する。なお、就業先に薬局を含める場合は、営利性を持たない開設者でなければならない。

⑥ 研修プログラム：返還義務を免除させるためには、研修病院で研修プログラムに従って研修することが必要であり、都道府県が認めた薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師の確保と対象薬剤師の能力の開発・向上の両立を図れると共に実施可能な研修プログラムを作成する。また、対象となる薬剤師の希望に対応したものになるよう努める。認定・専門の資格を取得できるよう配慮することも必要である。

なお、令和６年３月には厚生労働省から薬剤師臨床研修ガイドラインが発出されており、研修プログラムを作成する上ではこれを参考にすることも求められる。

【研修プログラム】

1.　研修プログラムの内容

令和３年 12 月 24 日付厚生労働省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」において、以下が示されている。

（1）研修プログラムの基本的な考え方

・都道府県が認めた薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師確保となるもの

・対象薬剤師の能力の開発・向上の両立が図れるもの

・対象薬剤師の希望に対応するよう努めたもの

例：派遣期間も認定・専門薬剤師取得に必要な経験を得ることが可能

大学病院等に勤務する期間を設定し、卒後臨床研修を受けることが可能

（2）研修プログラム要件

① 義務年限期間は、都道府県が選定した医療機関等に限り就業可能

② 義務年限の半分以上の期間は、都道府県が特に薬剤師が不足する地域・医療機関として指定する医療機関に就業すること

③ 義務年限期間は、就業先において調剤業務以外の業務も幅広く経験することが望ましい

２．研修プログラムのイメージの例（参考：山口県令和５年度作成）

１．研修期間は３年間とする。

２．病院の研修は、厚生労働省の薬剤師卒後臨床研修ガイドライン等を参考に、調剤業務等を含め複数の業務に関するものとする。

３．対象薬剤師の研修目的に応じて診療所、福祉の関係機関、市町・保健所などの行政機関が行う事業などへの参加を促す。

４．他の病院と連携し、自らの病院でできない研修の実施を行う。

５．地域の薬局と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けて必要な薬局薬剤師の調剤や在宅等の一連の業務を研修として組み込む。

【プログラム実施例】

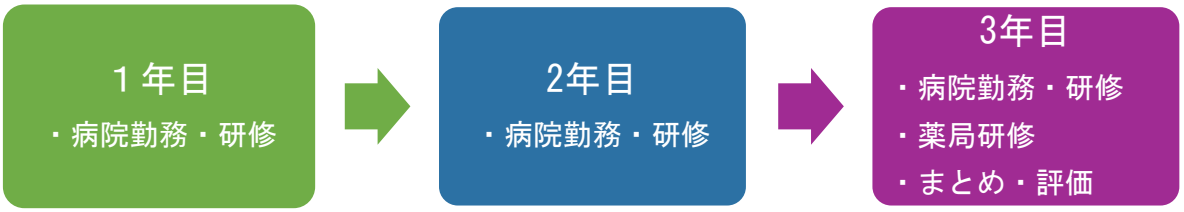

＊病院での研修例

調剤（内服・外用・注射）、医薬品の供給と管理、無菌調製、院内製剤、病棟業務、医薬品情報、がん化学療法、TDM、地域連携、医療安全、薬剤師外来、在宅医療

＊薬局での研修例

処方せん調剤、服薬指導、相談対応、医薬品の供給と管理、OTC 医薬品等の販売、無菌調製、地域連携、医療安全、在宅医療

【1 年目のプログラム例】

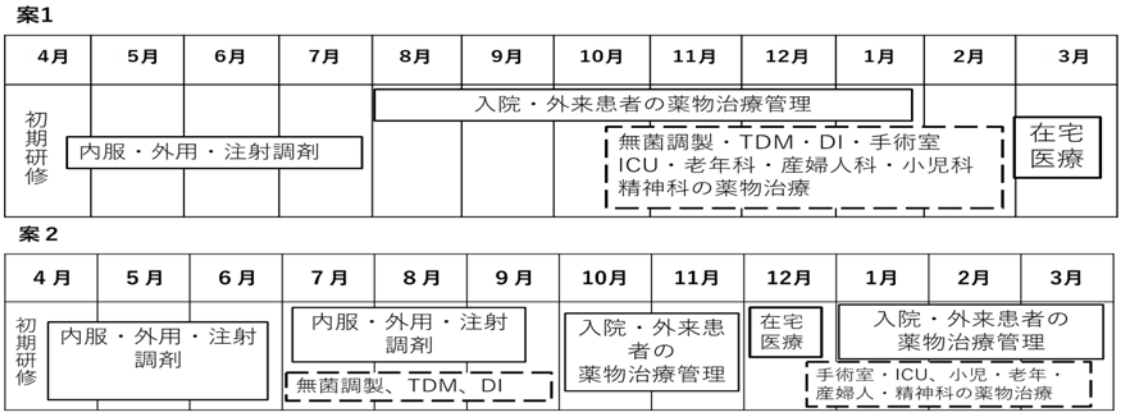

実線で囲んだ項目：必須、破線で囲んだ項目：選択必修

案１は見やすいように履修項目を並べたもの。

案２のように一日研修や半日研修を組み合わせるなど、施設の状況に合わせてプログラムを組むことを推奨する。内服や外用の調剤業務は病院や薬局の別なく研修できる。

（日本病院薬剤師会　令和 3 年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業　実績報告書　卒後研修のプログラム案より改変）

2.基金以外の公的資金を活用するもの

基金以外の公的資金（例えば各都道府県の予算）で奨学金返還助成行っている県（鳥取、島根県等）、市町村等があるので、所管の都道府県等に確認して対応する。

1.奨学金返還を支援するもの

奨学金を借りている学生、薬剤師に対してその一部を支援するもの。

イ.返還助成モデル

資金	対象者		
	学生	薬剤師	出身地等
基金以外	C	D	

＊職種別

Cモデル：基金以外の資金を活用した学生対象（気仙沼市、安芸太田町）

Dモデル：基金以外の資金を活用した薬剤師対象（鳥取県＊、島根県、蒲郡市、気仙沼市、長野県立病院機構）

（注＊：鳥取県は一部基金を利用）

＊自治体独自の予算で薬剤師修学資金助成事業を行っている主な県等

都道府県等	学生	薬剤師	助成期間	助成金額	備考

			（最大：年）	（最大：万円）	
鳥取県		○	８	２１６	一部基金を利用、認定が必要。就職後７年間
島根県		○	１２	５７６	就職後１２年間
福井県	○	○		１００ 就職１年後：１０ ３年半後：５０ ５年半後：４０	薬学生（５，６年生）、既卒薬剤師（３０歳未満）
蒲郡市		○	７	４２０	
気仙沼市	○*1	○	８	４８０	
長野県立病院機構		○	１０	３６０	
安芸太田町（広島県）	○		６	３００	入学支度金（最大３０万円）も支給

＊1：学生の場合には月額７万５千円で最大で６年間貸与

３.病院等の経費を活用するもの

病院独自で薬剤師の修学資金を行っている病院もあるので、その場合にはその病院の募集要綱等を参考にして作成する。

４.その他

１）地域枠

一部の大学では定員に地域枠の制度を導入して地域医療を担う薬剤師を育成しているが、この制度に修学資金等を導入することも考えられる。薬学部が設置されていない県の出身者で、大学卒業後に出身県に薬剤師としてＵターン就職することを志す者の学費を支援するシステムの学生への普及啓発など、地方自治体と協力して地域出身の学生への長期的な施策も必要である。（和歌山県、富山県、茨城県）

都道府県の医療計画等のホームページで示されている薬学部の地域枠は以下のとおりである。（２０２５年１月末日現在）

・和歌山県：和歌山県立医科大学　資料編参照
・山口県：山口東京理科大学薬学部地域枠（推薦入試）
・富山県 ：富山大学薬学部薬学科「総合型選抜Ⅰ（地域枠）」
・茨城県：順天堂大学薬学部　資料編参照（240301yakumuka.pdf）

また、私立薬科大学では特に薬学部がない県の学生を対象に地域枠を設けて学費等の貸与を行って薬剤師の育成に努めている。文部科学省の資料では令和７年度時点において１２大学が地域枠等を導入している。（P１７）

２）参考資料

厚生労働省医政局総務課「都道府県における病院薬剤師確保の手引き」第１版
https://www.jshp.or.jp/content/2026/0625-10.pdf

	大学名	所在地	制度名称	導入年度	対象都道府県	募集人員	入学者数	地元出身要件	都道府県関与	資金名称	支給主体	基金*の活用	貸与期間	貸与総額(万円)	返還免除要件	備考
1	富山大学	富山県	薬学部薬学科「総合型選抜（地域枠）」	R6	富山	10	10	有	有	富山県地域薬剤師確保修学資金貸与制度	富山県	有	6年間	709	9年間県内で薬剤師として勤務	
2	長崎大学	長崎県	学校推薦型選抜Ⅱ	R1	長崎	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	奨学金貸与なし
3	和歌山県立医科大学	和歌山県	学校推薦型選抜（県内枠）	R3	和歌山	15名程度	15	有	－	－	－	－	－	－	－	修学資金制度なし
4	東北医科薬科大学	宮城県	地域支援制度	R7	宮城	4	4	－	有	地域支援制度	宮城県	無	6年間	720	指定する宮城県内の医療機関に薬剤師として9年間（貸与期間の1.5倍）従事。	
					秋田	2	2				秋田県				指定する秋田県内の医療機関に薬剤師として6年間従事。	
5	高崎健康福祉大学	群馬県	地域枠選抜	R7	群馬山形茨城山梨長野	5	3	有	－	特待生	大学	無	6年間	826	①卒業年の4/1を起点として1年以内に薬剤師国家試験に合格すること。 ②出身県へ常勤薬剤師として6年以上連続して従事。	
6	順天堂大学	千葉県	茨城県地域枠選抜	R7	茨城	2	2	有	有	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与制度	茨城県	有	6年間	720	大学卒業後1年6か月以内に薬剤師免許を取得した後、直ちに茨城県内の薬剤師不足地域の病院に従事し、引き続き、県内病院で病院薬剤師卒後研修プログラムに基づき9年間を薬剤師として従事。	大学は貸与期間中施設設備費を免除（年額30万）

	大学名	所在地	制度名称	導入年度	対象都道府県	募集人員	入学者数	地元出身要件	都道府県関与	資金名称	支給主体	基金*の活用	貸与期間	貸与総額(万円)	返還免除要件	備考
7	東京薬科大学	東京都	山梨県地域枠選抜（専願制）	R7	山梨	3	2	有	－	－	－	－	－	－	－	奨学金貸与なし
8	明治薬科大学	東京都	地域枠選抜	R5	※備考欄	10	10	有	－	地域枠奨学金	大学	無	6年間	804	卒業後直ちに最低9年間、対象都道府県へ専業として薬局・医療施設又は衛生行政機関に従事	青森、秋田、山形、茨城、群馬、富山、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、奈良、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
9	横浜薬科大学	神奈川県	杵築市特別地域枠選抜	R7	大分県杵築市	若干名	1	－	有	山香病院薬剤師修学資金	※備考欄	無	最大6年間	144（年間上限）	貸与年数×２の期間山香病院での就労	杵築市立山香病院
10	大阪大谷大学	大阪府	学校推薦型選抜 特別推薦入試（特定地域対象）	R7	※備考欄	若干名	1	有	－	入学金半額免除	大学	無	－	入学金40万円の半額免除	－	秋田、山形、茨城、福井、山梨、長野、奈良、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、鹿児島、沖縄
11	神戸薬科大学	兵庫県	一般選抜(地域枠選抜)	R6	鳥取島根高知福井	10	5	有	有	①授業料減免 ②寮費奨学金	大学	無	－	－	給付型のため返還要件なし。 ※ただし、卒業後2年以内に薬剤師国家試験に合格できなかった場合や、卒業後に薬剤師として就労する当初9年間、就労した勤務地が対象地域外となった場合等、給付した奨学金の全額返還義務が発生します。	2年次以降の給付継続要件： 前年度のGPA平均が2.50以上等
12	崇城大学	熊本県	離島出身者の募集枠	R7	※備考欄	5	0	有	－	－	大学	無	－	①入学検定料 3万円免除 ②入学金30万円の半額免除	－	長崎県、鹿児島県、沖縄県の離島

※出典：医学教育課「薬学部における入学状況等調査」

＊ 地域医療介護総合確保基金

文部科学省第２４回新薬剤師養成問題懇談会の資料より抜粋（R８．２．２７）

Ⅱ．取り組みのスケジュール例

２０２３年度（薬剤師募集年度の前年度）都道府県の対応

４月　　この頃までに都道府県の担当者がイメージを持っている必要ある

（事前に病薬内の意思統一、県薬との関係が構築済であることが望ましい）

７月～　都道府県の内部調整（根拠資料が求められる。必要に応じて調査を行う）、関係者からの要望聴取

２～３月　国へ要望額（都道府県計画案）の提示、都道府県議会

３月　　病院向け説明会

２０２４年度　厚生労働省の対応

４月～　国による都道府県ヒアリング等の実施

８月　　基金の交付要綱等の発出、都道府県へ内示

９月～　交付申請・交付決定（予算に余りがあれば２次募集）

都道府県計画の提出

２０２４年度（事業開始年度）

４月　　１期生募集（６年生対象）

２０２５年度（就業開始年度）

４月　　１期生貸与

２０２６年度（開始２年度）

４月　　２期生貸与

２０２７年度（開始３年度）

４月　　３期生貸与

２０２８年度（事業開始後、例えば５年目）

年度末　事業の正否の検証、目標の再設定

２０３３年度

年度末　１期生の就業期間の満了（修学資金貸与期間６年の１．５倍の期間）

Ⅲ．取り組みの具体的なステップ

⑴ 都道府県病薬内での意思統一と自治体との対話

- 薬剤師修学資金貸与のための計画の策定に当たっては各都道府県での担当課を確認し、薬剤師修学資金貸与対策部会(仮)を開催するなど、対話の場を設定する。
- その他のステークスホルダーの有無も確認する。
- 薬剤師修学資金貸与対策は、都道府県内の２次医療圏別、病院機能別に薬剤師の就労状況を把握したうえで、地域の特性や実情に応じた対策とする必要がある。
- どこに問題点があるのか(薬剤師を確保できない理由は何か)を正確に把握する。
- 自治体と相互の理解を深め、共通認識を持つ。
- 貸与すべき薬剤師の数は？
- 研修病院、研修プログラムの策定
- 都道府県の事業を計画するとして、その事業規模は？
- 必要に応じて不足状況を明らかにするための調査を行う
- 現状把握の例：業務拡大できないことが問題？　そのために何人必要なのか？
- 勤務環境の改善、離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する病院の取り組みも把握する。
- 薬学生、薬剤師への広報活動

⑵ 都道府県薬との関係構築

- 取組の検討及び実施に当たっては、都道府県、都道府県薬剤師会、病院薬剤師会、関係団体等が連携して取り組む必要がある。
- 都道府県薬剤師会と連携し医療審議会、薬事審議会等での議論を共有する。
- 詳細な議論を進め、病院薬剤師及び薬局薬剤師それぞれの役割、薬剤師の就労状況を把握し共通認識を持つ。
- 薬剤師連携の推進と連動しながら多面的な視点で検討する。

⑶ 戦略、モデル、目標の設定

- 問題意識が共有できたら、地域の実情に応じた適切な目標を設定する。
- 限られた医療資源で全ての課題を解決することは不可能である。
- 医療構想/医療計画との整合性をとりつつ、どこにフォーカスすべきか？
- 具体的な目標と事業規模、予算規模について関係者間で意思統一を図ることが極めて重要である。

⑷ 実施要領・要項等の作成、自治体の事業計画の立案と議会承認

(巻末の先行事業例を参照)

⑸ 参加病院/薬剤師の募集、研修病院（官公立の病院か全ての病院か）の選任

(巻末の先行事業例を参照)

⑹ 施設と薬剤師のマッチング

(巻末の先行事業例を参照)

⑺ 研修協定書等の取り交わし

(巻末の先行事業例を参照)

⑻ 事業の管理運営

（巻末の先行事業例を参照）

Ⅳ．地域の実情に応じた対策モデルの選択に必要な情報

地域の実情に応じてモデルを選択するために参考となる指標、観点を示す。新たに調査を行うことの負担を考慮し、既存の調査データは可能な限り積極的に活用する。

- 修学資金貸与学生が必要な病院が決まった時のマッチングのための確認事項
- 修学資金貸与学生の状況確認　どのぐらいの期間研修できるか　どのような業務を行えるか　居住地　宿舎等
- 修学資金貸与薬剤師の意向確認
- 修学資金貸与薬剤師のスキル、経験年数

・ステップ１：都道府県の薬剤師の不足状況、問題点、原因を把握するための観点・指標
・ステップ２：医療資源の需給バランスを確認しモデルを選定するための観点・指標
・ステップ３：事業規模、予算規模を考えるための観点、指標
・ステップ４：研修先医療機関の選定のための観点・指標

なお、個々のステップの観点・指標については「病院薬剤師確保の取組みの手引き（Ver.２．０）を参照して下さい。

Ⅴ．事後の検証に備えて

中間評価、事後評価で何が求められるのか？　計画を頓挫させないために適切な評価指標を設定することが重要です。

事後評価を行うためには、活動開始前の状況把握に必要な項目を決め、事前にデータを収集しておく必要があります。計画段階から事後評価に耐えることを想定して、評価指標を選別しておくことが重要です。

Ⅵ．おわりに

令和５年３月（その後、５月、６月に最終改正）に医療計画について医政局長通知が各都道府県知事あてに発出され、令和６年４月から第８次医療計画が開始された。医療計画作成指針には薬剤師確保が明記され、地域医療介護総合確保基金の積極的な活用として修学資金貸与も記載されている。令和５年３月に厚生労働省が公表した薬剤師の偏在指標では病院薬剤師は全国値で０．８と欠員状態になっている。病棟薬剤業務やチーム医療を更に充実し医師の働き方改革によるタスク・シェアリング/タスク・シフティングを推進するためには病院薬剤師不足の解消を図ることが必須である。薬剤師確保計画ガイドラインでは薬剤師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策として、奨学金の貸与制度や薬学部における地域枠・地域出身者枠の設定、地方が出身である学生への普及啓発などが示されている。２０４０年を見据えた新たな地域医療構想のなかで、病院薬剤師を確保するためには、地域の実情に応じた薬剤師の修学資金のあり方を病院薬剤師会・薬剤師会と行政とで協議し進めていくことが求められている。